

福島県建築関係工事特記仕様書【R7年10月版】

I 工事概要

1 工事名称					
2 工事場所	地内				
3 建物概要					

建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法施行令別表第1区分	備考
1					
2					
3					
4					

※詳細は工事概要書による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)					
受電設備					
電力貯蔵設備					
発電機					
中央監視制御設備					

5 機械設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)					
空調制暖方式					
主要熱源機器					
換気装置					
給水設備					
排水設備					
消火設備					
ガス設備					

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無し事項は、次による。

※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
 ※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)

※「建築工事標準詳細図(令和7年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)

※「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修・環境監査)
 ※「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和7年版)」(国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)

・「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編)(令和7年版) (国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書」(電気設備工事編)(令和7年版) (国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書」(機械設備工事編)(令和7年版) (国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)

・「公共建築木造工事標準仕様書」(令和7年版) (国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)
 ・「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁管轄部監修)

・()
 なお、公共住宅建設にあつては、次を併せて適用する。
 ※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編集)

2 項目は、番号の前に○印、または番号に印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、印、または無印とする。

3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
 ○印の付いた場合は、両方を適用する。
 ○印と番号の付いた場合は、一方を適用する。
 番号印を適用しない場合は、○に変えること。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。

5 各章の特記事項欄にある〔県： 〕と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、()書きは「公共建築工事標準仕様書」、〔 〕書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項目番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

項目	特記事項
一般共通事項	1 ○ 1 通用基準等
	2 ○ 2 施工条件
	3 ○ 3 工事実績データの作成、登録
	4 ○ 4 電気保安技術者
	5 技能士
	6 イメージアップ
	7 発生材の処理
	8 監督員事務所
	9 工事用表示板
	10 施工履歴
11 色彩計画	
12 使用材料等	
13 特別な材料の工法	
14 風荷重等	
15 計量報告	
16 電子納品	
17 完成時の提出書類	
18 完成図(施工図及び施工計画書を除く)	
19 設計CADデータ貸与	
20 工事検査	
21 建設工事使用機械等	
22 設計GL	
23 貯存部分等への処置	
24 他工事との取合い	
25 建築材料設備機器等	
26 電気工事士	
27 火災保険等	
28 公官への届出手続き等	
29 概工期	
30 BELS申請書作成及び申請手続き	
31 週休2日促進工事	
32 入札時積算数量書活用方式	
33 情報共有システム	
34 連隔離場	
35 建設キャリアアップシステム(CCUS)	
36 その他	
1 仮囲い	
2 危険防止	
3 足場	
4 工事用水	
5 工事用電力	
6 工事用進入路	
7 ベンチマーク	
8 交通誘導警備員	
9 仮設便所	
10 塗装・下塗り	
11 建築物の撤去	
12 建築副産物の処理方法	
13 建設副産物	
14 建設副産物の処理方法	
15 建設副産物	
16 建設副産物の処理方法	
17 建設副産物	
18 建設副産物の処理方法	
19 建設副産物	
20 建設副産物	
21 建設副産物	
22 建設副産物	
23 建設副産物	
24 建設副産物	
25 建設副産物	
26 建設副産物	
27 建設副産物	
28 建設副産物	
29 建設副産物	
30 建設副産物	
31 建設副産物	
32 建設副産物	
33 建設副産物	
34 建設副産物	
35 建設副産物	
36 建設副産物	
37 建設副産物	
38 建設副産物	
39 建設副産物	
40 建設副産物	
41 建設副産物	
42 建設副産物	
43 建設副産物	
44 建設副産物	
45 建設副産物	
46 建設副産物	
47 建設副産物	
48 建設副産物	
49 建設副産物	
50 建設副産物	
51 建設副産物	
52 建設副産物	
53 建設副産物	
54 建設副産物	
55 建設副産物	
56 建設副産物	
57 建設副産物	
58 建設副産物	
59 建設副産物	
60 建設副産物	
61 建設副産物	
62 建設副産物	
63 建設副産物	
64 建設副産物	
65 建設副産物	
66 建設副産物	
67 建設副産物	
68 建設副産物	
69 建設副産物	
70 建設副産物	
71 建設副産物	
72 建設副産物	
73 建設副産物	
74 建設副産物	
75 建設副産物	
76 建設副産物	
77 建設副産物	
78 建設副産物	
79 建設副産物	
80 建設副産物	
81 建設副産物	
82 建設副産物	
83 建設副産物	
84 建設副産物	
85 建設副産物	
86 建設副産物	
87 建設副産物	
88 建設副産物	
89 建設副産物	
90 建設副産物	
91 建設副産物	
92 建設副産物	
93 建設副産物	
94 建設副産物	
95 建設副産物	
96 建設副産物	
97 建設副産物	
98 建設副産物	
99 建設副産物	
100 建設副産物	
101 建設副産物	
102 建設副産物	
103 建設副産物	
104 建設副産物	
105 建設副産物	
106 建設副産物	
107 建設副産物	
108 建設副産物	
109 建設副産物	
110 建設副産物	
111 建設副産物	
112 建設副産物	
113 建設副産物	
114 建設副産物	
115 建設副産物	
116 建設副産物	
117 建設副産物	
118 建設副産物	
119 建設副産物	
120 建設副産物	
121 建設副産物	
122 建設副産物	
123 建設副産物	
124 建設副産物	
125 建設副産物	
126 建設副産物	
127 建設副産物	
128 建設副産物	
129 建設副産物	
130 建設副産物	
131 建設副産物	
132 建設副産物	
133 建設副産物	
134 建設副産物	
135 建設副産物	
136 建設副産物	
137 建設副産物	
138 建設副産物	
139 建設副産物	
140 建設副産物	
141 建設副産物	
142 建設副産物	
143 建設副産物	
144 建設副産物	
145 建設副産物	
146 建設副産物	
147 建設副産物	
148 建設副産物	
149 建設副産物	
150 建設副産物	
151 建設副産物	
152 建設副産物	
153 建設副産物	
154 建設副産物	
155 建設副産物	
156 建設副産物	
157 建設副産物	
158 建設副産物	
159 建設副産物	
160 建設副産物	
161 建設副産物	
162 建設副産物	
163 建設副産物	
164 建設副産物	
165 建設副産物	
166 建設副産物	
167 建設副産物	
168 建設副産物	
169 建設副産物	
170 建設副産物	
171 建設副産物	

施工条件	15	1 工程関係	<p>*調整無し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の流用 ・仮設及び工事用道路等の調整 ・施工順序の調整 ・図示による ・その他() <p>*制限無し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限有り <ul style="list-style-type: none"> ・制限する工種名() ・施工時期(・土日祝日のみ)・図示による・その他() ・施工時間(・時~時まで)・図示による ・施工方法() <p>工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有(・年月日)・別紙のとおり ・無 ・有(・:~:・別紙のとおり) ・無 <p>3 他機関との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期() <p>4 工事用地</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記以外は図示等による。 <ul style="list-style-type: none"> (1)工事車両の駐車場(※構内・()) (2)資材置き場(※構内・()) (3)建設終生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所(※構内・()) ・仮設ヤード *無し・有り(※図示による・()) <p>5 公害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> *施工方法の制限無し 施工方法の制限有り <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・水質・粉じん・排出ガス・その他() ・施工方法等 <ul style="list-style-type: none"> ・指定工法名()・別途協議による・図示による ・事業損失防止に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ・騒音測定・振動測定・水質調査・近隣家庭の事前・事後調査・地盤沈下測定 ・その他() ・調査箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・図示による・別途協議 ・調査時期 <ul style="list-style-type: none"> ・図示による・() <p>6 安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近接公共施設等に対する制限 <ul style="list-style-type: none"> ・近接公共施設名等(・鉄道・電気・ガス・水道・電話・その他()) ・制限を受ける工種() <p>7 その他</p> <p>*敷地内に禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 *当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>				
			福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市×町△△△1-1	建築士事務所名			
			設計年:令和〇〇年〇月	設計者氏名			
				印			
				図面名称			
				機械設備工事特記仕様書(2)			
				図面番号			

17	現場環境改善(快適トイレの設置)	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洋式・洋風便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む) (3) 貓い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする) <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 現場に男女共用の場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品(任意)</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 摶音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多層化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等) <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせて提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の室内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	20 熱中症対策	<p>(1) 工期・工程等</p> <p>・ 猛暑による作業不能日数</p> <p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●年～●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日にに関する法律(昭和 63年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定期の現操作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点に38ける WBGT 値が31以上となり、喜多方、南会津、相双、いわきの日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>茂庭, 梁川, 福島, 寒河江, 二本松</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>桧原, 喜多方, 西会津, 猪苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見, 南郷, 田島, 桧枝岐</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬, 鹿島, 浪江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	県北	茂庭, 梁川, 福島, 寒河江, 二本松	県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	県南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	桧原, 喜多方, 西会津, 猪苗代	南会津	只見, 南郷, 田島, 桧枝岐	相双	相馬, 鹿島, 浪江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜
建設事務所管内	観測地点																					
県北	茂庭, 梁川, 福島, 寒河江, 二本松																					
県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																					
県南	白河, 東白川																					
会津若松	金山, 若松																					
喜多方	桧原, 喜多方, 西会津, 猪苗代																					
南会津	只見, 南郷, 田島, 桧枝岐																					
相双	相馬, 鹿島, 浪江, 川内, 広野																					
いわき	山田, 小名浜																					
18	再生資源利用計画書 (促進)計画	<p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公表が見やすい場所に掲げなければならぬ。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公表が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	21 再生資源利用計画書 (促進)計画	<p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公表が見やすい場所に掲げなければならぬ。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公表が見やすい場所に掲げなければならない。</p>																		
19	総合評価方式における技術提案書の確認	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 III編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>	22 総合評価方式における技術提案書の確認																			
福島県建築関係工事特記仕様書		<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1</p> <p>設計年:令和〇〇年〇〇月</p>	建築士事務所名		工事名称																	
			設計者氏名	印	図面名称																	
					機械設備工事特記仕様書(3)																	
					図面番号																	

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考		
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後							
1 給水装置に該当する管	○	○	○	○	水圧試験	1.75MPa以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれにによる。			
2 揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分				
3 高置水槽以下の配管	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分				
4 給湯管	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分				
5 さや管ヘッダー配管	○	○		○	水圧試験	管種 初圧 60分後 架橋ポリエチレン管 0.75MPa 0.45MPa以上 ポリブテン管 0.75MPa 0.55MPa以上 〔注〕継手部分の漏水の有無を目視確認する。	60分	60分後に規定の圧力以下の場合は再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。			
6 排水管(屋外埋設管以外)	○	○	○	○	満水試験	満水試験	30分				
排水管(屋外埋設管)			○		煙試験	煙試験	15分				
7 排水ポンプ吐出管			○		水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分				
8 各消防ポンプに連結される消防配管		○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分				
9 各種送水口に連結される消防配管		○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75MPaのいずれか大なる圧力(7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力)	60分	連結送水管送水口等			
10 不活性ガス消火配管		○		○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは1.8MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分				
11 粉末消火配管				○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは2.5MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分				
12 冷水管、冷却水配管	○		○		水圧試験	最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.75MPa)	30分				
13 蒸気配管、高温水管	○	○	○		水圧試験	最高使用圧力の2.0倍(ただし、最小0.2MPa)	30分				
14 油管	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分				
15 冷媒配管				○	気密試験(空気又は不燃性ガス)	冷媒ガスの種類 気密試験圧力 R 2 2 R 1 3 4 a R 4 0 7 C R 4 1 0 A 〔注〕(1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをバージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が-0.1MPa以下になってからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れがないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩がないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配線は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	工事監理指針による	外部に発泡液を塗布して漏れのない事。 その後24時間放置して漏れのない事。	周囲温度変化による圧力変化の補正を行う。		
16 住宅用暖房配管			○		水圧試験	住戸内 0.15MPa (ただし、温水コンセント接続後は0.1MPa) 住戸内以外 静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	30分				
17 通水試験			○		通水試験	・給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。 また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ppm検出されるまで消毒を行う。 ・排水設備～衛生器具等取付後、行う。 ～空調用ドレン管にも適用する。 ・通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。 ・給湯設備～給水設備に準ずる。					
18 水質試験			○		簡易試験(9項目)	塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌並びに大腸菌群、PH値、臭気、味、色度、濁度		福島県給水施設等条例並びに(各)市町村給水施設等条例			
19 揚水用ポンプ、小型給水ポンプユニット、給湯用循環ポンプユニット			据付完了後		水圧試験	JIS B8301「遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプ～試験方法」による。					
						1.75MPa	1分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。			
20 塩素滅菌装置			据付完了後		動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上を行い、異常の有無を検査する。					
21 水槽類			○		満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。	12時間				

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後					
22 鋼製ボイラー				据付完了後	水圧試験	・最高使用圧力が0.42MPa以下のものは、最高使用圧力の2倍(ただし、最小0.2MPa) ・最高使用圧力が0.42MPaを超える1.5MPa以下のものは、最高使用圧力の1.3倍に0.3MPaを加えた圧力 ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)			
23 鋳鉄製ボイラー				据付完了後	水圧試験	・蒸気ボイラーは、0.2MPa ・温水ボイラーは、最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.2MPa) ・セクションは、最高使用圧力が0.2MPa以下のボイラーは0.4MPa、最高使用圧力が0.2MPaを超えるボイラーは最高使用圧力の2倍			
24 真空式温水発生機				○	気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa·mL/sec(大気圧換算値)以下			
25 無圧式温水発生機				○	満水試験			30分	
26 鋳鉄製温水発生機				○	水圧試験	セクションの試験圧は0.6MPa		10分	
27 温水発生機に組込む熱交換器				○	水圧試験	最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)			
28 冷凍機				○	水圧試験	設計圧力の1.5倍			冷水及び冷却水系路
29 速心冷凍機				○	気密試験	真空中95kPaとし、真空降下は12時間に対して1時間当たり50Pa以下			運転中の低圧部圧力が大気圧以上となる冷媒を使用するものを除く
30 吸收冷凍機直だき吸收冷温水機小形直だき吸収冷温水機ユニット				○	気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa·mL/sec(大気圧換算値)以下			
31 空気調和機の冷水、温水及び蒸気コイル				○	気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0MPa		10分	
32 ファンコンペクターコンベクターベースボードヒーターパネルラジエーター				○	気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍(ただし、最小0.5MPa)			
33 貯湯タンク熱交換器ヘッダー				据付完了後	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行った圧力 $P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$ P_a : 补正された試験圧力又は気圧試験圧 P : 补正前の試験圧力又は気圧試験圧 σ_n : 試験時の温度における材料の許容引張応力 σ_a : 使用温度における材料の許容引張応力			
34 密閉形隔膜式膨張タンク				据付完了後	水圧又は気密試験	使用圧力の1.3倍以上			
35 地下オイルタンク				据付完了後	水圧試験	70kPa以上		10分	

2. 凝水槽設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後					
1 槽類				工事完了後	満水試験	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。		24時間	
2 汚水管及び汚泥管	○		○		満水試験			30分	
3 ポンプ吐出管		○	○	○	水圧試験	最小圧力0.75MPa		60分	
4 消泡管	○	○	○	○	通水試験				
5 空気管	○	○	○	○	気密試験	最高使用圧力の1.1倍		60分	

3. ガス設備		試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考
項目	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後					
1 都市ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスマーテー取付後、管内空気を排出して行う。			供給会社規程 ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
2 液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧側1.56MPa、低圧側4.4kPa以上10.0kPa以下 10L以下 5分 10L～50L 10分 50L超過 24分 気密試験終了後、管内の空気をガスに入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取り付けて行う。	</		